

公 示 日 : 2022 年 8 月 3 日 (水)

調達管理番号 : 22a00422

国 名 : コートジボワール

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

調 達 件 名 : コートジボワール国産米振興プロジェクトフェーズ 2 (中小企業振興)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 中小企業振興
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 9 月上旬から 2023 年 11 月中旬
- (2) 業務人月 : 現地 7.00 人月、国内 2.50 人月、合計 9.50 人月
- (3) 業務日数 :

- ・ 第 1 次 国内準備 10 日、現地業務 30 日、国内整理 5 日
- ・ 第 2 次 国内準備 5 日、現地業務 60 日、国内整理 5 日
- ・ 第 3 次 国内準備 5 日、現地業務 60 日、国内整理 5 日
- ・ 第 4 次 国内準備 5 日、現地業務 60 日、国内整理 10 日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

(4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第 1 回 (契約締結後) : 契約金額の 32% を限度とする。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部

- (3) 提出期限：2022年8月17日（水）（12時まで）
 (4) 提出方法：電子データのみ
 ➤ 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で 03-5226-6608 まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

- ◇ 評価結果の通知：2022年8月30日（火）までに個別通知
 提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 ① 業務実施の基本方針 16点
 ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
 (2) 業務従事者の経験能力等：
 ① 類似業務の経験 40点
 ② 対象国・地域での業務経験 8点
 ③ 語学力 16点
 ④ その他学位、資格等 16点
 (計 100点)

類似業務経験の分野	中小企業振興に係る各種業務
対象国及び類似地域	西アフリカ諸国及びアフリカ地域
語学の種類	英語及び仏語（配点の割合は、英語 70%、仏語 30%）

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

(1) 経緯

コートジボワール共和国（以下、「コートジボワール」）は国土の大部分が熱帯モンスーン気候に属し、南部の平均降水量 1,600~2,200mm、月平均気温 25.0~28.3 度という恵まれた自然環境により農業生産のポテンシャルが高く、農業は GDP の 21%を占め、労働人口の 36%が従事している。生産される主要な食用作物はヤムイモ・キャッサバ・コメ等があるが、このうちコメだけが輸入に依存しており、国内消費量 275 万トン（2018 年）のうち、約 50%を輸入している¹。

コートジボワール政府は「国家開発計画」（2016 年~2020 年）の中で、「農業の競争力強化及び生産者の収益向上、食糧安全保障」を掲げている。また、国家農業投資計画（PNIA）フェーズ 2（2017-2025）が 2017 年 11 月に策定されており、GDP の 21%を占める農業を、競争力がありかつ持続可能な基幹産業として育成し、その発展の恩恵が広く共有されることを目指している。PNIA フェーズ 2 は、①一次産業の発展、②環境に配慮した生産システムの強化、③農業地域の発展や市民の福利を志向した包括的な成長を戦略的目標として掲げ、7 年間で 4.3 兆 FCFA（約 0.8 兆円）を同分野に投資する予定にしている。

特に稲作部門においては、2007-2008 年の国際的な食料価格高騰を背景に、2008 年に国家稲作振興戦略（SNDR）が策定され、2011 年にその改訂版「SNDR 2012-2020」を発表している。SNDR においては、「コメの自給達成及び輸出国への転換」というビジョンを掲げながら、①持続可能な国産米生産システムの確立、②国産米の付加価値化、③政策策定者、バリューチェーンアクター、及びアクター間の連携体制確立を柱に国産米振興に取り組んでいる。

このような状況下、JICA は 2014 年より技術協力プロジェクト「国産米振興プロジェクト（PRORIL）」（2014 年~2020 年）を実施し、稲作・精米技術の向上や優良種子・クレジットといった投入へのアクセスの改善、バリューチェーン関係者の連携強化、国産米販売促進活動を通じた、コメ生産量及び販売量の増加に取り組んでいる。この結果、対象農家の生産量及び販売量が事業前と比べ 50%増加した他、金融機関のコメ分野への参入促進、バリューチェーン関係者の連携強化などの成果が表れている。今後、さらに国産米振興を促進するためには、コメバリューチェーンの中でも国産米販売意欲の高い精米業者・販売業者へのコメ集積を図るための金融サービスの拡充、国産米の質の向上のための種子生産、収穫後処理の改善などが必要である。また、安定的な生産・収穫のためには適切な農業機械の導入及びメンテ

¹ 以下、コメ需給データの出典は USDA : PS&D Online (2019)

ナンス技術の向上や農業機械サービスの発展が必要である。

こうした背景のもと、コートジボワール政府は PRORIL のバリューチェーンにおける活動成果の拡大及び持続的な農業機械化を図るため、国産米振興を目的とした技術協力プロジェクト「国産米振興プロジェクトフェーズ2 (PRORIL2)」を我が国に対し要請した。

本プロジェクトでは、投資可能な国産米サプライチェーン (SC) の確立を通じたコメの販売量を向上させることを目指しており、本専門家の活動は、中小企業振興の観点から対象 SC の各業者 (精米業者、販売業者、農業機械サービス業者等) の能力強化を支援するものである。

(2) 「国産米振興プロジェクトフェーズ2 (PRORIL2)」の概要

- ① プロジェクト実施期間：2021年2月～2026年2月 (5年間)
- ② プロジェクト目標：投資可能な²国産米サプライチェーン (SC) の確立を通じて、コメの販売量と質が向上する。
- ③ 期待される成果：
 - 成果1 最適化された農業金融サービスが国産米SCに供給される。
 - 成果2 持続可能な農業機械サービスの体制が確立される。
 - 成果3 対象SCの良質種子の生産・使用能力が向上する。
 - 成果4 対象農家、精米業者、流通業者の収穫後処理・品質管理技術が向上する。
 - 成果5 成果1～4を通じて確立されたSC強化にかかる活動が他の国産米SCに広がる。
- ④ 対象地域：
コートジボワール国全域
- ⑤ 実施機関／カウンターパート機関
責任機関は、農業・農村開発省 (MEMINADER)、実施機関は国家コメセクター開発機構 (ADERIZ) となる。
- ⑥ 本プロジェクトチームの人員構成
本プロジェクトはJICA直営専門家4名 (チーフアドバイザー (シャトル派遣)、農業機械アドバイザー (シャトル派遣)、コメバリューチェーン／マーケティング、業務調整) で構成される。また、協力期間中に本専門家以外に複数名の短期専門家 (農業機械／収穫後処理、種子生産／栽培、農業金融、SHEP

² 英語ではBankableと表し、ここでは収益性が高くリスクが管理できる、すなわち投資が可能な状態を指す。

アプローチ³を活用したコメバリューチェーン構築等)の派遣を予定している。

7. 業務の内容

本業務は、投資可能な国産米サプライチェーン(SC)アクターの確立及びそれを通じたコメの販売量の増加と質の向上を達成するため、カイゼンアプローチを利用しつつ、中小企業振興の観点から対象SCの各業者(精米業者、販売業者、農業機械サービス業者等)の能力強化を支援することを目的とする。本専門家は、他分野の本プロジェクト専門家、カウンターパート(以下CP)、プロジェクト現地スタッフ(以下NS)からなるプロジェクトチームの一員として業務に従事する。具体的には以下の通りの成果を想定している。

- ① 国産米SCのアクター(精米業者・機械サービス業者等)のカイゼンリーダーの制度化及び更なる能力強化の実施。
- ② カイゼンアプローチに基づく能力強化研修パッケージ(研修カリキュラム及び教材)の作成。
- ③ 上記能力強化を既に実施したSCアクター(精米業者等)に対するフォローアップ、品質・生産性及び経営管理向上のための手法の開発・提供。
- ④ カイゼンアプローチに基づく能力強化に係るADERIZの役割の取りまとめ。
- ⑤ 国産米振興に向けた中小企業振興政策の調査及び提言の取りまとめ。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間(2022年9月中旬～9月下旬、10日間)
 - ① 要請背景や業務内容、本プロジェクトの中小企業振興に係る基本的な考え方を把握・分析する。(要請書・関連報告書、詳細計画策定調査報告資料、ベースライン調査など本プロジェクトの各種報告書、他ドナーが実施する類似プロジェクト等の資料・情報を活用すること。)
 - ② 本契約期間全体の業務内容を整理し、ワークプラン(案)(英文または仏文、電子データ)をJICA経済開発部、JICAコートジボワール事務所および本プロジェクトチームに提出する。なお、ワークプラン(案)では、プロジェクトチームの一員として本専門家が求められている項目を達成するための、具体的な計画及び数量的達成目標(特にカイゼンリーダー数やカイゼン研修受講者数)を記載すること。
 - ③ ワークプラン(案)については、プロジェクト専門家(特にチーフアドバイザー

³ SHEPアプローチとは、小規模農家に対する支援アプローチであり、農家の意識を「作って売る」から「売るために作る」へと変革し、営農スキルや栽培スキル向上によって農業所得を目指すものである。

ザー、農業金融担当、機械化担当)、CP、NS等の現地関係者とリモートによる意見交換、協議を行いつつ、十分な理解を得ること。特に、成果1(金融)、成果2(機械化)、成果5(面的拡大)に関連する専門家との意見交換、協議については、a) これまでの活動で得られた核となる問題意識、b) 上記専門家の活動(特に裨益者の能力強化研修)のスケジュールの確認(これらの活動と可能な限り時期を合わせる必要があるため)をする。

④ 担当分野に係る以下の情報・資料を現地で収集するため、質問票を作成する。

<コートジボワール政府による関連政策・事業・機関>

ア) コートジボワールの中小企業振興関連政策、施策等

イ) 精米業者、販売業者、農機サービス業者の経営改善・強化のための支援ニーズの把握

ウ) 他ドナー(AfDB, IFAD等)が実施する精米業者、販売業者、農機サービス業者の経営改善・強化に関するプロジェクトの資料・情報の収集、分析

エ) ADERIZの実施体制(中央・地方含む組織体制・予算・MEMINADER等)及びADERIZ技術・産業支援課の中小企業振興に関連する活動

<プロジェクトの対象SC>

オ) 対象SCの精米業者、販売業者、農機サービス業者への支援をする立場の関係機関(MEMINADER、農村開発支援公社(ANADER)、コメセクター異業種間組合(OIA-Riz)等)の実施体制(組織体制、活動計画、予算、他機関との関係等)、活動状況(能力レベル含む)・課題等

カ) 対象SCの精米業者、販売業者、農機サービス業者の経営状況、経営改善、経営強化のための支援ニーズの把握

キ) 金融アクセス改善のための精米業者、販売業者、農機サービス業者の経営上の課題。特に金融業者からみた顧客候補という視点での改善点の把握に留意し、農業金融担当専門家からの助言を受けながら行う。

⑤ JICA 経済開発部との現地業務前打合せに参加する。

(2) 第1次現地業務期間(2022年10月上旬~10月下旬、30日間)

① 現地業務開始時に、プロジェクトチーム、C/P機関、JICAコートジボワール事務所と議論の上、必要に応じてワークプラン(案)を修正・更新し、承認を得る。

② 稲作セクター関連政府機関(MEMINADER及びADERIZ)と打合せを行い、稲作開発戦略と関係機関のニーズを確認する。

③ 上記(1)④の情報・資料を収集し、現状と課題を把握する。なお、各訪問先の面談録を作成する。

- ④ 既に実施したカイゼンリーダー研修(以下、リーダー研修)の教訓を踏まえ、精米業者や農機サービス業者等のカイゼンリーダーに対する更なる能力強化研修を CP と共同で企画・準備する。
 - ⑤ 国産米 SC 業者のサービス向上につながる、カイゼンアプローチに基づく能力強化研修(以下、一般研修)を企画・実施する。
 - ア) 既に実施済みのカイゼンアプローチに基づく能力強化研修での研修内容、効果(研修員の習熟度・定着度)を調査・分析し、研修の教訓を整理する。
 - イ) 上記ア)を踏まえて、各業者が提供するサービスの品質・生産性の向上、経営管理手法の改善に資する能力強化研修の方針・対象・期待される効果を整理する。
 - ⑥ 能力強化を実施した SC アクター(精米業者等)に対するフォローアップ、品質・生産性向上のための手法を検討する。
 - ⑦ GIZ 等の他ドナーが提供する(提供していた)支援に関する調査と連携の可能性を検討する。
 - ⑧ ワークプラン(案)及び現地業務の進捗状況を踏まえ、専門家不在中のフォローアップ事項を CP と協議し取りまとめる。
 - ⑨ 第 1 次現地業務結果報告書(案)(英文または仏文)を JICA 経済開発部及びコートジボワール事務所に提出する。報告書(案)をもとに JICA コートジボワール事務所に対して現地業務結果の報告を行う。
- (3) 第 1 次国内整理期間(2022 年 11 月上旬、5 日間)
- ① JICA 経済開発部及びコートジボワール事務所からのコメントをもとに第 1 次現地業務結果報告書を最終化する。第 1 次現地業務結果報告書(英文または仏文、及び和文要約)を JICA 経済開発部に提出し、第 1 次現地業務完了報告を行う。
 - ② (2)⑧で確認したフォローアップ事項について CP 及び NS と定期的に進捗を確認し、必要な指示を行う。
- (4) 第 2 次国内準備期間(2023 年 1 月下旬、5 日間)
- ① 他分野の専門家との Web 会議等を通じた事前打合せ、各種会議に出席する。
 - ② 現地で活動を継続している CP 及び NS から進捗を確認し、必要に応じてワークプラン(案)を修正・更新する。
- (5) 第 2 次現地業務期間(2023 年 1 月下旬～3 月下旬、60 日間)
- ① 現地業務開始時に、プロジェクトチーム、CP 機関、JICA コートジボワール

事務所と協議を行いワークプラン（案）に基づいて、承認を得る。

- ② カイゼンの基礎ツールを中心に、リーダー研修を実施する（2～3日間）。研修後も継続してフォローアップを行い、研修効果の定着のための方策を検討・実施する。
- ③ 一般研修の効率的な実施と研修効果の発現が達成されるためのカリキュラムを作成する。
- ④ 一般研修用教材を作成する。研修用教材は各業者に共通のもの、各業種用、経営者・技術者向け、カイゼンリーダー向けなど、対象や目的を明確に設定した上で作成する。
- ⑤ 上記④で作成した教材を踏まえた指導方法を検討・策定する。また、一般研修実施後の研修員の定着度を測るためのモニタリングツール・体制を検討し実践する。
- ⑥ 作成した教材、指導方法をもとに一般研修を実施する。
- ⑦ 上記⑤のモニタリングツールを用いて一般研修後の効果を計測する。なお、モニタリングはCPを主体に実施する体制を構築する。
- ⑧ 専門家及びCPと適宜協議を行い、上記の教材、指導方法、モニタリングツール、カリキュラムをより実用性・利便性の高いものに改良する。
- ⑨ 中小企業振興の観点から、ADERIZがカイゼンアプローチを導入することでより効果を高められる方策を提案する。
- ⑩ カイゼンアプローチを活用した国産米SC業者の能力強化においてADERIZが担う役割、体制、予算をCPと検討し、専門家と協議の上、ADERIZに提案する。
- ⑪ 中小企業振興庁が実施・検討する国産米振興に関連する政策を継続調査する。
- ⑫ ワークプラン（案）及び現地業務の進捗状況を踏まえ、専門家不在中のフォローアップ事項につきCPと協議し取りまとめる。
- ⑬ 第2次現地業務結果報告書（案）（英文または仏文）をJICA経済開発部及びコートジボワール事務所に提出する。報告書（案）をもとにJICAコートジボワール事務所に対して現地業務結果の報告を行う。

（6）第2次国内整理期間（2023年4月上旬、5日間）

- ① JICA経済開発部及びコートジボワール事務所からのコメントをもとに第2次現地業務結果報告書を最終化する。第2次現地業務結果報告書（英文または仏文、及び和文要約）をJICA経済開発部に提出し、第2次現地業務完了報告を行う。
- ② （5）⑫で確認したフォローアップ事項についてCP及びNSと定期的に進捗を確認し、必要な指示を行う。

- (7) 第3次国内準備期間 (2023年5月上旬、5日間)
- ① 他分野の専門家との Web 会議等を通じた事前打合せ、各種会議に出席する。
 - ② 現地で活動を継続している CP 及び NS から進捗を確認し、必要に応じてワークプラン (案) を修正・更新する。
- (8) 第3次現地業務期間 (2023年5月中旬～7月中旬、60日間)
- ① 現地業務開始時に、プロジェクトチーム、CP 機関、JICA コートジボワール事務所と協議を行いワークプラン (案) に基づいて、承認を得る。
 - ② 実施機関におけるカイゼンリーダーの制度化に必要な制度・体制案を作成し、ADERIZ と協議する。
 - ③ 改良した研修パッケージ (教材、カリキュラム等) を用いて各業者に対してカイゼンアプローチに基づく能力強化を実施する。
 - ④ NGO やその他民間企業など、本プロジェクトの目標達成に重要と思われる組織・機関との協働の可能性を検討する。
 - ⑤ 上記 (5) ③に向けて引き続き本プロジェクトチーム及び実施機関と協議を行う。
 - ⑥ 上記 (5) ⑨の協議を引き続き行い、適宜研修パッケージの改良・更新を行う。
 - ⑦ 上記 (5) ⑪・⑫の協議を引き続き関係機関と実施する。
 - ⑧ ワークプラン (案) 及び現地業務の進捗状況を踏まえ、専門家不在中のフォローアップ事項につき CP と協議し取りまとめる。
 - ⑨ 第3次現地業務結果報告書 (案) (英文または仏文) を JICA 経済開発部及びコートジボワール事務所に提出する。報告書 (案) をもとに JICA コートジボワール事務所に対して現地業務結果の報告を行う。
- (9) 第3次国内整理期間 (2023年7月下旬、5日間)
- ① JICA 経済開発部及びコートジボワール事務所からのコメントをもとに第3次現地業務結果報告書を最終化する。第3次現地業務結果報告書 (英文または仏文、及び和文要約) を JICA 経済開発部に提出し、第3次現地業務完了報告を行う。
 - ② (8) ⑧で確認したフォローアップ事項について CP 及び NS と定期的に進捗を確認し、必要な指示を行う。
- (10) 第4次国内準備期間 (2023年8月上旬、5日間)
- ① 他分野の専門家との Web 会議等を通じた事前打合せ、各種会議に出席する。

- ② 現地で活動を継続している CP 及び NS から進捗を確認し、必要に応じてワークプラン（案）を修正・更新する。

(11) 第4次現地業務期間（2023年8月中旬～10月中旬、60日間）

- ① 現地業務開始時に、プロジェクトチーム、C/P 機関、JICA コートジボワール事務所と議論の上、必要に応じてワークプラン（案）を修正・更新し、承認を得る。
- ② 上記（8）②で協議したカイゼンリーダー制度について、チーフアドバイザー、他分野の専門家や担当 CP と協議し、カイゼンリーダーの制度化に向けた提案書の作成を開始する。また、提案書をもとに ADERIZ と再度協議を行い、正式な承認を得る。
- ③ カイゼンアプローチに基づく能力強化研修のモニタリング結果をもとに必要に応じて研修パッケージを改良する。
- ④ 引き続きカイゼンアプローチに基づく一般研修及びリーダー研修を実施する。
- ⑤ 国産米振興に係る中小企業振興の政策案を提言する。
- ⑥ 専門家業務完了報告書（案）（英文または仏文）を JICA 経済開発部及びコートジボワール事務所に提出する。報告書（案）をもとに JICA コートジボワール事務所に対して契約期間全体の業務の報告を行う。

(12) 帰国後整理期間（2023年10月中旬～下旬、10日間）

- ① 担当する業務分野において本プロジェクトの中間報告に関連する資料を取りまとめて提出する。
- ② 帰国報告会に出席し、担当分野に係る実施結果、進捗を報告する。
- ③ 専門家業務完了報告書を JICA 経済開発部に提出し、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) ワークプラン（全体及び各現地業務期間時）

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有することを目的とし、ワークプラン（案）（英文または仏文）を C/P 機関、JICA 経済開発部、JICA コートジボワール事務所に提出する。各次現地渡航において、C/P やプロジェクトチームとの議論を深め、改訂を重ねること。

(2) 現地業務結果報告書（簡易製本）

各現地業務期間終了時（1週間以内）。英文または仏文、及び和文要約。

提出部数は以下のとおり。

- ・英文または仏文：3部（C/P 機関、JICA 経済開発部、JICA コートジボワール事務所へ各1部）
- ・和文要約：2部（JICA 経済開発部、JICA コートジボワール事務所へ各1部）

ただし、第4次現地業務結果報告書は（3）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。

（3） 専門家業務完了報告書（簡易製本）

2023年10月27日（金）までに提出。

業務完了報告書を、JICA 経済開発部及びコートジボワール事務所に提出し、報告する。

- ・英文または仏文：3部（C/P 機関、JICA 経済開発部、JICA コートジボワール事務所へ各1部）
- ・和文：2部（JICA 経済開発部、JICA コートジボワール事務所へ各1部）

なお、簡易製本と併せて、電子データも提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（1） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇒ドバイ⇒アビジャン⇒ドバイ⇒日本を標準とします。

（2） コートジボワールでの宿泊料については、格付の号を問わず、一律15,500円／泊の単価で見積もってください。また、滞在日数が30日又は60日を超える場合の逡減は適用しません。

（3） 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月の現地分、国内分、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。

現時点でコートジボワール入国時に隔離期間は不要です。

② 現地での業務体制

シャトル型ではありますが、チーフアドバイザーの指示のもと、他の専門家とも協力しながら業務を行います。また、基本的なアレンジについては、現地に派遣中の業務調整員（長期派遣）が行います。

なお、本プロジェクトチームの業務体制は以下の通りです。

- ア) チーフアドバイザー（JICA国際協力専門員）
- イ) 農業機械アドバイザー（JICA国際協力専門員）
- ウ) コメバリューチェーン／マーケティング（JICA長期専門家）
- エ) 業務調整（JICA長期専門家）
- オ) 農業金融（JICA短期専門家）
- カ) 農業機械／収穫後処理（JICA短期専門家）
- キ) 種子生産／栽培（JICA短期専門家）
- ク) SHEPアプローチを活用したコメバリューチェーン構築（JICA短期専門家）
- ケ) 中小企業振興（JICA短期専門家：本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：便宜供与あり
- イ) 宿舎手配：便宜供与あり
- ウ) 車両借上げ：あり
- エ) 通訳備上：必要に応じて通訳の備上を行う。
- オ) 現地日程のアレンジ：第1次現地派業務期間開始時におけるC/P機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。
- カ) 執務スペースの提供：プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料が、当機構図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。
 - ・コートジボワール国産米振興プロジェクトフェーズ1終了時評価

報告書（和文）（2018 年 7 月）

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12322277.pdf>

- ② 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループから配布しますので、edga2@jica.go.jp にご連絡ください。
- ・コートジボワール国国産米振興プロジェクトフェーズ 2 詳細計画策定調査報告書（和文）（2019 年 10 月）
 - ・コートジボワール国国産米振興プロジェクトフェーズ 2 現地業務結果報告書（和文・英文）（中小企業振興）
- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」
- イ) 提供依頼メール
- ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
 - ・本文：以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（3）その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA コートジボワール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上